

浜松市公告第957号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成24年11月13日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン浜松西ショッピングセンター
浜松市西区入野町字八反田6173 外57筆

2 変更した事項

大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)

項目	届出内容
イオンリテール(株)1階食品ゾーン以外 その他の小売業者の開店時刻	9時00分
イオンリテール(株)1階食品ゾーン以外 その他の小売業者の閉店時刻	23時00分
駐車場を利用できる時間帯(建物4・ 5・屋上階)※平面は24時間	8時～23時10分

(変更後)

項目	届出内容
イオンリテール(株)1階食品ゾーンの開 店時刻	7時00分
イオンリテール(株)1階食品ゾーン以外 その他の小売業者の閉店時刻	23時00分
駐車場を利用できる時間帯(建物4・ 5・屋上階)※平面は24時間	6時～23時10分

3 変更年月日

平成24年11月30日

4 変更する理由

お客様の利便性、要望に対応するため

5 届出年月日

平成24年11月8日